

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告  
下記 2 の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第 15 号）第 17 条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和 8 年 2 月 18 日 横浜地方法務局湘南支局 登記官 秋山 篤

記

- 1 手続番号  
第 0210-2023-0035 号
- 2 表題部所有者不明土地に係る所在事項  
高座郡寒川町小動 730 番